3
㈠　商品取引所業務
(1)　商品取引所は、主務大臣の認可を受けた場合には、商品市場開設業務に関連する業務又は金融商品市場の開設の業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）等を行うことができるものとすることとし、あわせて子会社に関する規定を設けることとした。（第三条、第三条の二及び第一五九条関係）
(2)　商品取引所は、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならないこととした。（第五条の二関係）
(3)　商品取引所は、上場商品又は上場商品指数の範囲の変更が行われる期間を定めることができることとした。（第一一条、第一〇二条、第一五五条及び第一五六条関係）
(4)　株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場における取引を行うための取引資格を与えることができることとした。（第八二条関係）
(5)　商品取引所は、商品市場における取引について、会員等が預託すべき取引証拠金の預託を猶予することができることとなる場合を追加することとした。（第一〇三条関係）
㈡　株式会社商品取引所の議決権について、商品取引所、商品取引所株式会社等が取得し、又は保有する場合を除き、何人も、総株主の対象議決権の一〇〇分の二〇以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこととした。（第八六条関係）
㈢　株式会社商品取引所は、定款の定めるところにより、自主規制委員会を置くことができるものとし、自主規制委員会の権限及び組織、自主規制委員の任期及び解職等について所要の規定の整備を行うこととした。（第九六条の二～第九六条の一八関係）
㈣　株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、その者が商品取引所、金融商品取引所等である場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第九六条の二五関係）

4
商品市場における取引の公正の確保
㈠　商品取引所は、その開設する商品市場において、一の会員等の自己の計算による取引であって決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに一定の数量を超えている等の場合には、当該会員等の名称等を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第一一二条関係）
㈡　何人も、商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもって、商品市場外で上場商品構成物品等の売買その他の取引をしてはならないこととした。（第一一六条関係）
㈢　主務大臣は、一定の場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、商品取引所又は商品取引清算機関に対して、取引証拠金の額の変更等を命ずることができることとした。（第一一八条関係）

5
商品先物取引業者に係る規定の整備
㈠　商品先物取引業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ行うことができないものとし、許可の申請等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一九〇条～第一九七条の二関係）
㈡　特定委託者等に係る規定の整備
(1)　商品市場における取引に係る専門的知識及び経験を有する者等（以下「特定委託者」という。）は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者等以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができるものとし、所要の規定の整備を行うこととした。（第一九七条の三～第一九七条の九関係）
(2)　特定委託者等を勧誘の相手方とする場合等には、この法律に定める規定の一部は適用しないこととした。（第二一〇条の四関係）
㈢　商品先物取引業者は、商品取引契約のうち委託者の保護を図ることが特に必要なものについて、その締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて勧誘してはならないものとする等、商品先物取引業に対する規制について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二〇九条～第二一四条関係）
㈣　商品先物取引業者に対する主務大臣の監督について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二三一条～第二四〇条関係）

6
主務大臣の登録を受けた者は、商品先物取引仲介業を行うことができるものとし、商品先物取引仲介業者は、金銭等の預託を受けてはならないものとする等、所要の規定の整備を行うこととした。（第二四〇条の二～第二四〇条の二六関係）

7
商品先物取引協会について、その定款に商品デリバティブ取引等に関する商品先物取引業者や商品先物取引仲介業者と顧客との紛争についてのあっせん及び調停等の事項を記載しなければならないものとする等、所要の整備を行うこととした。（第二四一条及び第二四五条～第二五五条関係）

8
委託者保護基金
㈠　委託者保護基金は、一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もって商品市場に対する信頼性を維持することを目的とするものとし、その会員たる資格を有する者は商品先物取引業者に限ることとした。（第二六九条～第二七五条関係）
㈡　商品先物取引業者は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならないものとし、加入の手続、脱退等について所要の規定の整備を行うこととした。（第二七六条及び第二七七条関係）
㈢　委託者保護基金を設立するには、その会員になろうとする二〇以上の商品先物取引業者が発起人とならなければならないものとし、設立手続、主務大臣に対する認可の申請等について所要の規定を整備することとした。（第二七八条～第二八二条関係）

9
雑則
㈠　商品市場における取引によらないで行う、商品市場における相場を利用した差金の授受を目的とする行為について、商品先物取引業者等を相手方として行う場合は、禁止の対象外とすることとした。（第三二九条関係）
㈡　特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者について、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとするほか、主務大臣による監督等の規定を整備することとした。（第三四九条関係）
㈢　主務大臣は、外国の商品先物取引規制当局から、行政上の調査に関し、協力の要請があった場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該外国にある者を相手方として商品デリバティブ取引を行う者等に対して、参考となるべき報告等を命ずることができることとした。（第三四九条の二関係）

10
所要の罰則規定の整備を行うこととした。（第八章関係）

11
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第七五号）（内閣府本府）

1
目的について、北方領土が我が国固有の領土であるという従来の我が国の立場を踏まえた記述とした上で、特別の措置を講ずべき施策として、「交流等事業の推進」を規定するものとした。（第一条関係）

2
定義の見直し（第二条関係）
㈠　北方地域元居住者の定義を見直し、昭和二〇年八月一五日において北方地域に生活の本拠を有していた者の子で同日後北方地域において出生したものを、北方地域に生活の本拠を有していた者の子としてではなく、北方地域元居住者として位置づけるものとした。
㈡　交流等事業の定義を追加するものとした。

3
国は、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町をはじめとする地方公共団体並びに民間の団体との密接な連携を図りながら、北方領土問題等の解決の促進を図るため必要な施策を積極的に推進し、我が国固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため最大限の努力をするものとした。（第二条の二関係）